

今後の神戸市立特別支援学校の 在り方について

～ 一人一人の自立を支援するために ～
(最終報告)

平成 20 年 11 月

特別支援学校の在り方検討委員会

目 次

はじめに

提言 ----- 1

1 神戸市立特別支援学校の現状 ----- 3

- (1) 神戸市内の特別支援学校の現状
- (2) 神戸市内の特別支援学校の児童生徒数の推移
- (3) 障害の重度・重複化
- (4) 施設・設備

2 審議結果 ----- 5

- (1) 名称
- (2) 通学
- (3) 教育内容
- (4) 対象とする障害種別
- (5) センターの機能
- (6) 施設・設備
- (7) 専門性の向上
- (8) その他

資料

1	神戸市内の特別支援学校 -----	1 4
2	神戸市内特別支援学校児童生徒数 -----	1 5
3	児童生徒数推移 -----	1 6
4	重度・重複化 -----	1 7
5	通学区域 -----	1 8
6	特別支援学校の在り方に関するワーキンググループ(報告) --	2 0
7	特別支援学校の在り方検討委員会要綱 -----	2 3
8	委員名簿 -----	2 5
9	審議経過 -----	2 6

はじめに

国の施策において、特殊教育から特別支援教育への制度改革が進められてきた中、神戸市は、平成14年7月から平成15年2月にかけて「神戸市特別支援教育推進検討委員会」を設置し、本市における特別支援教育の方向性をまとめ、平成15年12月に最終報告を策定した。

その後、平成18年6月に「学校教育法」等の一部が改正され、平成19年4月より新しい特別支援教育の制度がスタートすることを受け、平成18年6月に「神戸市特別支援教育推進検討委員会」を再設置し、1. 幼稚園及び小中学校における、支援体制の整備、通級指導教室の整備及びLD、ADHD、高機能自閉症等への支援の充実、2. 市立盲・養護学校における、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実、施設設備の整備、地域における特別支援教育のセンター的機能の拡充、3. 教職員の専門性の向上における、将来の特別支援教育を支える人材の養成、特別支援教育に関わる研修等の充実、を柱として協議し、平成19年2月に最終報告を発表した。

そのうち、特別支援学校に関して、中・長期にわたる特別支援学校の在り方を検討するため、平成20年2月に「特別支援学校の在り方検討委員会」を設置し、神戸市立特別支援学校の、1. 名称、2. 通学、3. 教育内容、4. 対象とする障害種別、5. センター的機能、6. 施設・設備、7. 専門性の向上、8. その他、について、各方面から意見をいただき、議論を重ねた。

特に、対象とする障害種別と施設・設備に関しては、より詳細な検討が必要であることから、ワーキンググループを設置し、視覚障害、知的障害、肢体不自由の障害種別ごとに、校長・PTA代表・教員が参画して具体的な検討を行い、「特別支援学校の在り方検討委員会」に報告をしていただいた。

「特別支援学校の在り方検討委員会」は、合計8回の議論を行い、今後の特別支援学校の在り方を提言としてまとめ、最終報告を策定することとなった。なお、施設・設備に関しては、喫緊に対応すべき課題があり、早急に対応を望みたい。

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行う特別支援教育において、その中核を担う特別支援学校の充実を望む声は、今後ますます大きくなるものと考えられる。これまで神戸市の特別支援学校が果たしてきた役割や実績を継承しながら、本委員会での提言を基に具体的な検討を進め、子どもたちが生き生きと学び、保護者に信頼される特別支援学校の教育が展開されることを期待するものである。

平成20年11月

特別支援学校の在り方検討委員会
委員長 藤田 継道

提 言

「神戸市特別支援教育推進検討委員会」の最終報告（平成19年2月）を受け、今後の神戸市の特別支援学校の在り方を検討するため、平成20年2月に「特別支援学校の在り方検討委員会」を設置し、平成20年11月まで、計8回の委員会を開催し、以下の結論を得た。

1. 名称

今後再編される神戸市内の特別支援学校の名称は「神戸市立〇〇支援学校」とし、現在使用されている「盲学校」「養護学校」の名称は、当分の間そのまま継続するべきである。

2. 通学

通学の負担を軽減するため、居住地に近い特別支援学校に通学できるようにすることや、特別支援学校の建替えがあった場合には、通学区域の再編を検討すべきである。

3. 教育内容

特別支援学校では、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うことが必要であり、適切な教育課程の編成や障害の特性に応じた指導の充実が求められる。特別支援学校の教育課程、拠点的な機能等について、継続的に、調査・研究を行う必要がある。

4. 対象とする障害種別

特別支援学校は、従来の障害種別ごとの専門性を維持・継承する拠点としての機能を持ちながら、他の障害種別の児童生徒も通えるようにすることが望ましい。また、特別支援学校が複数の障害種別を対象とする場合は、障害種別に部門を設け、障害種別毎に学習する場を別にするなど区分することが望ましい。

5. センターの機能

神戸市では、これまで各特別支援学校の対応する障害種別に応じて、地域の小・中学校等への支援を行ってきた。今後は、発達障害のある児童生徒への支援も求められ、「こうべ学びの支援センター」との連携や、教職員の専門性の向上が望まれる。

6. 施設・設備

児童生徒数の増加による校舎の狭隘化、また老朽化、耐震工事等が課題となっている。老朽化し耐震工事の必要な校舎は建替をすべきであり、建替をする場合

には、校舎はどのような障害のある児童生徒も安全で安心して通えるよう、ユニバーサルデザインの校舎とすることが望ましい。

7. 専門性の向上

今後の特別支援学校の教育を推進するためには、中・長期的な展望をもって、教職員の専門性を向上させることが必要である。教員採用候補者選考における特別支援学校の採用枠を継続拡大するとともに、現職教職員の各種研修への派遣、研究会の充実等を積極的に進めることが必要である。

8. その他

(発達障害を含めた障害のある生徒の後期中等教育の充実)

近年、通常の学校に在籍している発達障害のある生徒の後期中等教育の充実が求められている。また、特別支援学校高等部卒業後の就労について大きな課題となっており、全国的にも、職業科の高等特別支援学校を設置しているところが多い。

県教育委員会と調整しながら、神戸市においても、就労を目指したキャリア教育を推進する等、発達障害を含めた障害のある生徒の後期中等教育の充実について研究していく必要がある。

1. 神戸市立特別支援学校の現状

(1) 神戸市内の特別支援学校の現状

昭和54年度に養護学校の義務教育制が実施となり、現在神戸市においては特別支援学校10校（県立4校、市立6校）が設置され、希望するもの全員の就学が果たされている。視覚障害については市立盲学校と県立視覚特別支援学校、肢体不自由については市立友生養護学校、市立垂水養護学校、県立のじぎく特別支援学校、知的障害については市立青陽東養護学校、市立青陽高等養護学校、市立青陽西養護学校、県立神戸特別支援学校、県立のじぎく特別支援学校がある。なお、青陽高等養護学校は、平成21年4月に小中高一貫の青陽須磨支援学校として開校する。（P14資料1参照）

神戸市立の特別支援学校では、児童生徒の障害が重度・重複化している中、一人一人の障害に応じた教育的支援を行っている。また、青陽東養護学校や青陽西養護学校の児童生徒数と垂水養護学校の幼児児童生徒数が増加し、特に、知的障害特別支援学校では高等部の生徒数の増加が著しく、施設の狭隘解消が緊急の課題である。また、友生養護学校、垂水養護学校、青陽西養護学校の耐震対応も急がれる。

(2) 神戸市内の特別支援学校の児童生徒数の推移

各障害種別の児童生徒数の推移を見ると、視覚障害において平成元年の95人から平成20年は40人となり、ここ20年でおおむね半数以下に減っている。肢体不自由では平成元年の180人から平成17年の137人まで漸減傾向にあったが、平成20年は147人となりやや増加に転じている。知的障害では、平成元年の317人が平成20年には457人となり、最近10年間では年6%の割合で増加している。（P15資料2、P16資料3参照）

(3) 障害の重度・重複化

本市においては、昭和40年代中ごろから重度・重複障害のある幼児児童生徒の就学が進められてきた。これらの幼児児童生徒は、特別支援学校の重複障害学級（訪問学級を含む）に就学している。

これらの児童生徒を障害種別に見ると、視覚障害で25.0%、知的障害で36.3%、肢体不自由では96.0%が重複障害である。市立特別支援学校在籍者644人の約半数317人が重複障害である。

全国的に見ると、視覚障害特別支援学校における重複障害学級在籍者は49.2%、知的障害特別支援学校における重複障害学級在籍者は33.9%、肢体不自由特別支援学校における重複障害学級在籍者は73.3%となっている。

障害の重度・重複化が進む中、教育課程の編成、指導方法等について、新たな課題が生じてきている。また、肢体不自由特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の「医療的ケア」が重要となってきたが、本市では、検討委員会を設置し、平成9年度から教職員の研修体制の充実、医療機関との連携と救急体制の確立等の取り組みが行われ、平成15年度より友生養護学校、垂水養護学校に看護師を配置している。(P17資料4参照)

(4) 施設・設備

市立の特別支援学校の建物は、青陽西養護学校は築36年から39年、垂水養護学校が築32年となっている。また、在籍する幼児児童生徒の状況も建設当時とは変わってきており、校舎もそれに応じた施設設備を考える必要がある。

また、平成7年6月に「地震防災対策特別措置法」(地震特別措置法)が制定され、新耐震設計基準(昭和56年6月施行)より以前に建築された校舎等について耐震診断を行った結果、友生養護学校、垂水養護学校、青陽西養護学校に耐震補強を要する校舎があり、早急に検討しなければならない課題となっている。

2. 審議結果

(1) 名称

今後再編される神戸市内の特別支援学校の名称は「神戸市立〇〇支援学校」とし、現在使用されている「盲学校」「養護学校」の名称は、当分の間そのまま継続すべきである。

<課題・検討内容>

平成19年4月に施行された「学校教育法の一部を改正する法律」では、「盲学校、聾学校及び養護学校を特別支援学校とすること。」と規定された。また、「特別支援教育推進のための学校教育法等の一部改正について（通知）」（平成18年7月）の中には、「現に設置されている盲学校、聾学校又は養護学校を特定の障害種別に対応した教育を専ら行う特別支援学校とする場合には、『盲学校』、『聾学校』又は『養護学校』の名称を用いることも可能であること。」と記されている。

法律の改正に伴い、全国的にも「養護学校」から「特別支援学校」へ校名が変更されてきており、兵庫県立の養護学校はすべて、平成19年度より「特別支援学校」に校名を変更している。今後も「特別支援学校」の名称が増えていくのではないかとと思われる。

こうした情勢に鑑み、神戸市においても、「養護学校」から校名を変更することが望ましい。

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行う「特別支援教育」の理念や通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒も対象とする「特別支援教育」の考え方は尊重しつつも、校名を「特別支援学校」とすることについては、「特別」という言葉に抵抗があることや、障害のある子どもが読み書きをする時に長い等の理由から、神戸市においては、「特別」を除いた「支援学校」とするべきである。

なお、「支援学校」と改称するのは、学校が新しく再編される時とし、他の養護学校は、現在使用されている「養護学校」の名称を当分の間そのまま継続した方がよい。

しかしながら、神戸市内に、各校の「養護学校」、一般的な「特別支援学校」、今後再編される時に使う「支援学校」の3つの名称が存在することになり、一般市民が理解しにくいことも考えられるので、さらなる検討の余地を残している。

盲学校については、「盲学校」という名称がシンボルとして定着しており、保護者や卒業生、教職員から「盲学校」という名称を残してほしいという要望があることから、当面は、「盲学校」の名称を継続する方がよいと思われる。

(2) 通学

通学の負担を軽減するため、居住地に近い特別支援学校に通学できるようにすることや、特別支援学校の建替えがあった場合には、通学区域の再編を検討すべきである。

<課題・検討内容>

知的障害児童生徒は、東灘区・灘区・中央区が青陽東養護学校に、北区・兵庫区・長田区が県立神戸特別支援学校に、須磨区・垂水区・西区が青陽西養護学校と青陽高等養護学校に通うように通学区域を設けている。

肢体不自由児童生徒は、兵庫区を東西に分け、市内の東半分は友生養護学校に、西半分は垂水養護学校に通うように通学区域を設けている。

県立のじぎく特別支援学校が、知的障害児童生徒を受け入れるようになったことに伴い、西区の神出・押部谷・桜が丘中学校区については、平成20年度より高等部が、平成21年度からは小中学部も県立のじぎく特別支援学校の通学区域となる。

視覚障害児童生徒については、市内全域を市立盲学校の通学区域としている（P18資料5A参照）。

通学に関する課題として、知的障害特別支援学校に関しては、青陽東養護学校は、今後も児童生徒数の増加が見込まれること、青陽西養護学校は、校区が広いため、スクールバスの乗車時間が長いこと、兵庫区・長田区の児童生徒が遠方の北区の県立神戸特別支援学校に通っていること等がある。

なお、平成21年4月に開校する小中高等部設置の青陽須磨支援学校の通学区域を、須磨区と西区（神出・押部谷・桜が丘中学校区を除く）とすることにより、青陽西養護学校の通学区域が垂水区のみとなり、校舎の過密・狭隘への対応が可能になると同時に、通学の負担が軽減されると思われる。

肢体不自由特別支援学校に関しては、神戸市西部の人口増加により垂水養護学校の児童生徒数が増加していることや、北区の児童生徒が友生養護学校に長時間かけて通っていること等がある（P19資料5B参照）。

兵庫区・長田区の知的障害児童生徒の通学区域や、北区の肢体不自由児童生徒の通学区域の課題については、県教育委員会と調整を図ってきているが、なお一層の努力が必要である。また、盲学校は市内全域を通学区域としており、北区や西区からの通学に関しても、スクールバス等通学方法を検討する余地がある。

通学の負担を軽減するため、居住地に近い特別支援学校に通学できるようにすることや、特別支援学校の建替えがあった場合には、通学区域の再編を検討すべきである。

(3) 教育内容

特別支援学校では、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うことが必要であり、適切な教育課程の編成や障害の特性に応じた指導の充実が求められる。特別支援学校の教育課程、拠点的な機能等について、継続的に、調査・研究を行う必要がある。

(P 20 資料 6 (4) より)

<課題・検討内容>

現在、神戸市内の特別支援学校においては、児童生徒の実態や障害種別に対応して、次のような指導を行っている。

肢体不自由特別支援学校では、医療的ケアが必要な重度の児童生徒から、大学に進学する児童生徒まで多様で、複数の教育課程を編成し、学校外の専門家との連携や学校評価等を活用して、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を推進している。

知的障害特別支援学校では、肢体不自由を重複している児童生徒も在籍しており、肢体不自由の教育課程を一部取り入れて対応している。ただ、知的障害を対象とする特別支援学校であるため、肢体不自由への指導には課題も残っている。

盲学校は、高等部に理療科等専攻科があり、小中高一貫教育を行い、さらに専門的な職業教育が行われている。肢体不自由を重複している児童生徒には、動作の学習も取り入れて対応している。

特別支援学校が今後取り組むべき共通の課題として、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程の編成があげられる。

肢体不自由特別支援学校では、教育課程の類型化をさらに進め、より一人一人に応じた学習内容の充実を図ることが大切である。

知的障害特別支援学校では、自閉症学級を設置することや、卒業後の進路を視野に入れたキャリア教育の充実をめざして、高等部にコース制を導入することも検討する必要がある。

盲学校では、重複障害に応じた教育課程を一層充実させることが望まれる。

さらに、一人一人の障害の特性に応じた指導を一層充実させることも重要であり、視覚障害、肢体不自由、病弱、知的障害、自閉症等の理解と、特性に応じた教育課程の編成とともに、重複障害児童生徒の増加に対応するため、自立活動の指導を中心とした重複障害児童生徒への指導の充実を図ることが求められている。

その他、「個別の教育支援計画」を活用して、就学前から卒業後まで一貫性のある支援を行うことや、「個別の指導計画」を活用して授業を改善すること、交流及び共同学習を一層推進することが望まれる。

(4) 対象とする障害種別

特別支援学校は、従来の障害種別ごとの専門性を維持・継承する拠点としての機能を持ちながら、他の障害種別の児童生徒も通えるようにすることが望ましい。

また、特別支援学校が複数の障害種別を対象とする場合は、障害種別に部門を設け、障害種別ごとに学習する場を別にするなど区分することが望ましい。

(P20資料6(1)、(2)より)

<課題・検討内容>

今後、特別支援学校が対応する障害種別に関して検討を行った(P21資料6-別紙1参照)。

「障害種別ごとの学校設置とし、主とする障害以外の障害種別にも重複障害として対応する在り方」は、現在の神戸市の特別支援学校の在り方である。単独の障害種別への高い専門性のある教育を行ってきた実績は貴重なものである半面、障害種別により就学可能な学校が限られるため、通学負担が生じていることや、重複障害児童生徒が増加しているなか、一人一人の児童生徒のニーズに合った教育課程の一層の充実を図っているが、充分でないところもあること、センター的機能の障害種別が限られること等、新たな特別支援学校の在り方としては、改善すべき点が多い。

「障害種別ごとに部門を置いて教育課程を別に編成し、学習する場所も障害種別ごとに区分して対応する在り方」については、障害種別に関わらず、現状よりも居住地に近い特別支援学校に通うことができるので、通学負担の軽減や、居住地校との交流の一層の推進が期待されること、地域の中で育ち生活するノーマライゼーションの理念に近づくこと、知的障害と肢体不自由の両方の指導の専門性の共有が可能になり教育効果を上げられること、等のメリットが考えられる。

「障害種別に部門を設けず学級編制を行い、学習する場所も基本的に障害種別で区分しないで対応する在り方」については、通学の負担は軽減されるものの、安全で安心して共に学習できる環境整備や指導内容の面で困難さが多いと考えられる。

以上を踏まえ、解決すべき中・長期的な課題としては、特別支援学校の再配置、複数の障害種別に対応する新たな教育課程の編成、教職員の専門性の向上、学校組織の整理、人事異動の円滑化、医療的ケアの支援システムの確立、通学を含め複数の障害種別の児童生徒が安全で安心して共に学習できる環境や施設設備等の整備があげられる。

これらの課題を解決していくため、今後も、視覚障害への対応も含め、継続的に調査・研究を進めていく必要がある。あわせて、新しい神戸市立特別支援学校の在り方に向けて、具体的な検討を着実に進めていくことが求められる。

(5) センターの機能

神戸市では、これまで各特別支援学校の対応する障害種別に応じて、地域の小・中学校等への支援を行ってきた。今後は、発達障害のある児童生徒への支援も求められ、「こうべ学びの支援センター」との連携や、教職員の専門性の向上が望まれる。

<課題・検討内容>

平成19年4月に施行された学校教育法で、特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、幼児及び児童生徒の教育に関し必要な助言または援助を行うよう努めるものとするのが規定された。

神戸市では、これまでも、各特別支援学校の障害種別に応じたセンター的機能を果たしてきている。各特別支援学校が対応する障害種別に対する支援が中心となっているが、知的障害特別支援学校は、通常の学級の発達障害のある児童生徒への支援も約半数を占めている。

その他、市内の肢体不自由学級への訪問指導や、こうべ学びの支援センターの巡回指導も、センター的機能の一つとして実施している。盲学校では、弱視通級指導教室で、通常の学校に在籍する視覚に障害のある児童生徒の支援を行っている。

また、友生養護学校と垂水養護学校で「自立活動集中実践講座」を、青陽東養護学校と青陽西養護学校で「発達支援実践講座」を実施し、幼稚園児や小・中学校の児童生徒、保護者、教職員も参加して、運動動作・姿勢の改善や調和的な発達・社会適応力の向上等を学ぶ機会となっている。

今後、特別支援学校のセンター的機能を進めていく上での課題として、他校の児童生徒や教職員を支援できる人材の養成や、発達障害のある児童生徒への支援ができる専門性の向上、校内体制の調整、コーディネーターを中心としたネットワークとしての通常の学校への支援等がある。また、進路に関わる保護者への情報提供や肢体不自由生徒の卒業後の訓練等、福祉との連携を図っていく必要がある。

「自立活動集中実践講座」や「発達支援実践講座」への希望者が多く、すべてのニーズを満たせていない状況にあるので、両講座の拡充により、より地域に密着した支援が行われるように検討していく必要がある。

センター的機能を担う人材を養成し、その専門性の向上のためには、長期研修等各種研修への教職員の派遣や、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歩行訓練士、臨床心理士等校外の専門家を活用した研修会の実施、こうべ学びの支援センターや通級指導教室との連携についても、役割分担を含めて進めていくことが重要である。

また、NPO法人やボランティア団体等と連携し、地域の中で特別支援教育のネットワークを構築していくことも今後の課題である。

(6) 施設・設備

児童生徒数の増加による校舎の狭隘化、また老朽化、耐震工事等が課題となっている。老朽化し耐震工事の必要な校舎は建替をすべきであり、建替をする場合には、校舎はどのような障害のある児童生徒も安全で安心して通えるように、ユニバーサルデザインの校舎とすることが望ましい。

(P20資料6(3)より)

<課題・検討内容>

現在、神戸市の特別支援学校は、校舎の狭隘化や老朽化が著しく、また、耐震診断の結果、友生養護学校、青陽西養護学校、垂水養護学校について、耐震補強が必要な校舎があり、狭隘化や老朽化、耐震化への対応が喫緊の課題となっている。

狭隘化や老朽化、耐震化への具体的対応として、①現地での既設校舎への耐震工事、②現地建替、③新しい場所への移設建替、が想定される(P22資料6-別紙2参照)。

①の既設校舎への耐震工事については、仮設校舎用地の確保や仮設校舎への移転、仮設校舎での学習・生活の困難さが予測され、また、狭隘の解消も難しい等の理由から、適切でないと考えられる。

②の現地建替については、耐震工事と同じく、仮設校舎用地の確保や仮設校舎への移転、仮設校舎での学習・生活の困難さが予測される。また、現在の敷地が狭いため、狭隘の解消も難しく、施設設備等教育環境の改善が進めにくいことや、解体工事も含め、工事期間が長くなること等のマイナス面が考えられる。一方、現在の友生養護学校や垂水養護学校の利便性の良さや長い年月をかけて培われてきた地域との良好な関係等から、現地建替を望む声もある。

③の新しい場所への移設建替は、移設用地の確保に努力を要するものの、現地建替よりも工事期間は短く、移転が新しい校舎への1回だけで済み、仮設校舎への移転や仮設校舎での学習・生活がないので、児童生徒への負担が少ない。また、自由に校舎・設備の設計ができるので、教育環境を改善することが可能である。

以上のようなことを総合的に判断し、老朽化し耐震対応の必要がある校舎は建替をすべきであり、校舎は、どのような障害のある児童生徒も安全で安心して通えるように、ユニバーサルデザインの校舎とすることが望ましいと考えられる。

また、今後建設する特別支援学校は、通常の学校の障害のある児童生徒の学習環境の手本となるように、障害のある子どもが学習や生活がしやすい施設・設備を整備することが重要である。

さらに、地域に開かれた特別支援学校にしていくため、地域の人たちが学校の施設や設備を利用するという観点からも、施設・設備を工夫し充実させる必要がある。

(7) 専門性の向上

今後の特別支援学校の教育を推進するためには、中・長期的な展望をもって、教職員の専門性を向上させることが必要である。教員採用候補者選考における特別支援学校の採用枠を継続拡大するとともに、現職教職員の各種研修への派遣、研究会の充実等を積極的に進めることが必要である。

<課題・検討内容>

教職員の専門性の向上を目指し、現在、主に以下のような取り組みを行っている。

①教員採用候補者選考において、平成20年度より、特別支援学校の採用枠を設け、今後も継続拡充し、専門性の高い人材を育成していく。②教職員を各種研修会に派遣し、そこで得た専門的な知識や技能を自校で広めている。③特別支援教育コーディネーター養成研修・専門研修の実施や、こうべ学びの支援センターとの連携により、地域の小・中学校等への支援ができる専門性の高い教職員を養成している。④「自立活動集中実践講座」や「発達支援実践講座」を実施し、運動動作・姿勢の改善や心身の調和的発達・社会適応力に関すること等の研修を行っている。⑤各特別支援学校では、校内研修のテーマを設定して年間計画を立て、講師の指導助言を受けながら、必要な課題について研修し、学校全体の専門性の向上を図っている。

児童生徒の重度重複化・多様化を踏まえ、一人一人のニーズに応じた教育を一層進めていくためには、教職員の専門性の向上が不可欠であり、現職教職員の各種研修会への派遣や研究会・校内研修をさらに充実・拡充する必要がある。

また、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用した、一人一人のニーズに応じた就学前から卒業後までの継続的な指導・支援を一層充実させるため、平成18年度より市内の全小・中学校で実施されてきた「分かる授業推進プラン」を特別支援学校でも研究・実施していくことが大切である。

さらに、教職員の自己評価はもとより、学校関係者評価を充実させ、結果を公表するとともに、改善に向けてP D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクルにより、教職員の指導力や専門性、学校全体の教育力の向上を図っていくことが求められる。

保健・福祉・医療・労働等関係機関との連携を推進し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歩行訓練士、臨床心理士等多様な専門家と協力しながら、専門性の向上を図っていくことも大切である。

一般市民や保護者の特別支援学校に対する期待はますます高まっている。そうした期待に応え、一人一人の子どもの成長を支援するため、特別支援学校の教職員は、教師としての資質の向上に努めると同時に、特別支援教育を推進する中核となるべく豊かな人間性と高い専門性を身に付けていくことが必要である。

(8) その他

(発達障害を含めた障害のある生徒の後期中等教育の充実)

近年、通常の学校に在籍している発達障害のある生徒の後期中等教育の充実が求められている。また、特別支援学校高等部卒業後の就労について大きな課題となっており、全国的にも、職業科の高等特別支援学校を設置しているところが多い。

県教育委員会と調整しながら、神戸市においても、就労を目指したキャリア教育を推進する等、発達障害を含めた障害のある生徒の後期中等教育の充実について研究していく必要がある。

<課題・検討内容>

通常の小・中学校に在籍している発達障害のある児童生徒の教育の充実を目指して、神戸市では、平成16年度より、小・中学校全校に校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名して、学校全体として指導・支援を行う体制整備を進めてきている。

国においては、小・中学校での支援に加え、発達障害のある子どもの後期中等教育での支援の推進を図っており、神戸市においても、中学校卒業後の教育の充実が課題となっている。

一方、知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、特に知的障害特別支援学校高等部の生徒数の増加が著しい。青陽東養護学校、青陽西養護学校ともに過密状況にあり、知的障害特別支援学校高等部生徒の増加への対応は喫緊の課題である。

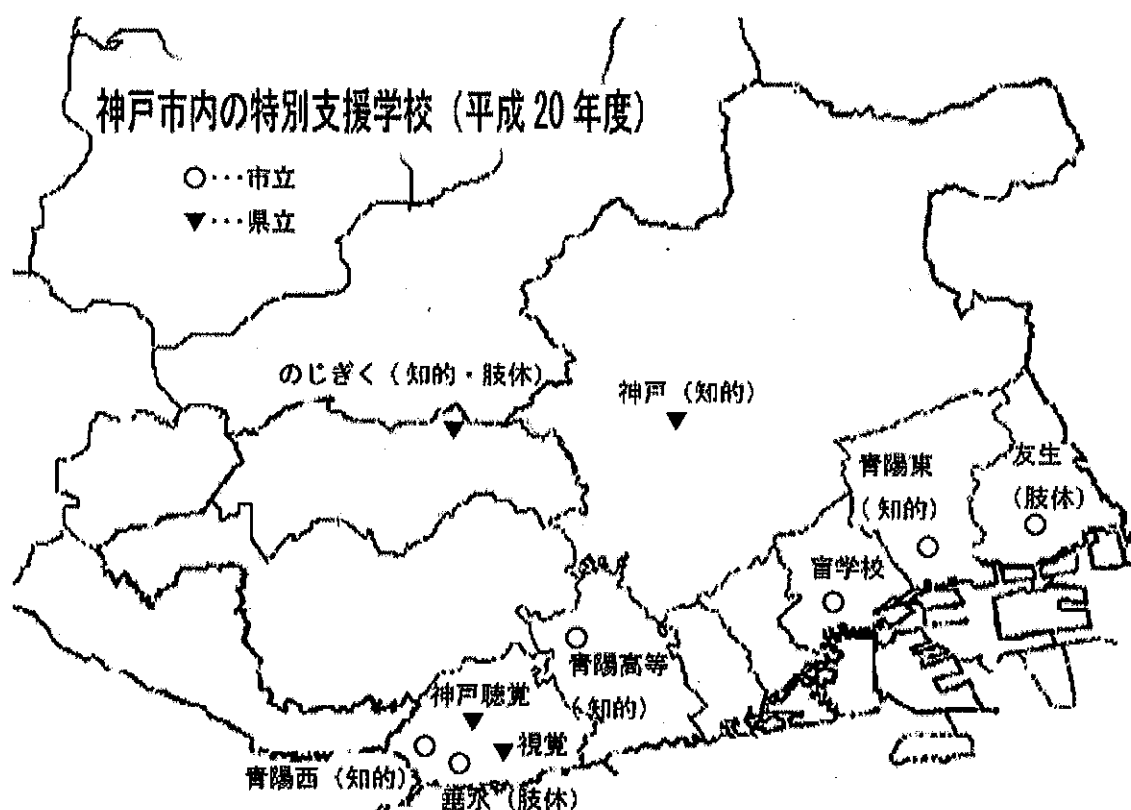
こうした課題を解決するため、一般企業への就労を目指したキャリア教育や就労支援に対応できる職業科も視野に入れ、研究を進める必要がある。職業科の高等特別支援学校は、全国的にも充実が図られてきている。神戸市においても先進校に学びながら、就労支援プログラムを開発・推進していくことが重要である。

発達障害を含めた障害のある子どもに対する支援は、就学前から学校卒業後まで、系統的・継続的に実施されることが重要である。神戸市では、これまでも、教育と保健福祉が連携しながら、子どもの成長を支援してきたが、今後は、特に、後期中等教育における一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実について、県教育委員会と調整しながら、研究を進めていく必要がある。

資 料

1. 神戸市内の特別支援学校

学校（障害種別）	場 所
神戸市立盲学校（視覚）	中央区東川崎町1-4-2
神戸市立友生養護学校（肢体）	東灘区住吉東町4-1-58
神戸市立青陽東養護学校（知的）	灘区岩屋北町6-1-1
神戸市立青陽高等養護学校（知的）	須磨区西落合1-1-4
神戸市立垂水養護学校（肢体）	垂水区旭が丘2-1-15
神戸市立青陽西養護学校（知的）	垂水区狩口台3-1-3
兵庫県立視覚特別支援学校（視覚）	垂水区城が山4-2-1
兵庫県立神戸聴覚特別支援学校（聴覚）	垂水区福田1-3-1
兵庫県立神戸特別支援学校（知的）	北区大脇台10-1
兵庫県立のじぎく特別支援学校（知的・肢体）	西区北山台2丁目566-134



2. 神戸市内特別支援学校児童生徒数

＜神戸市内特別支援学校の児童生徒数一覧表＞

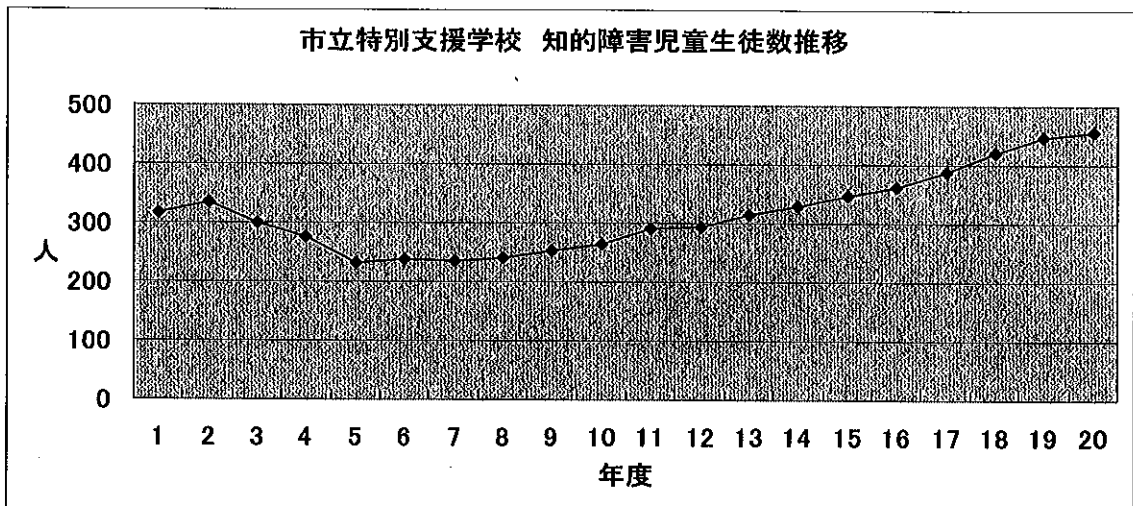
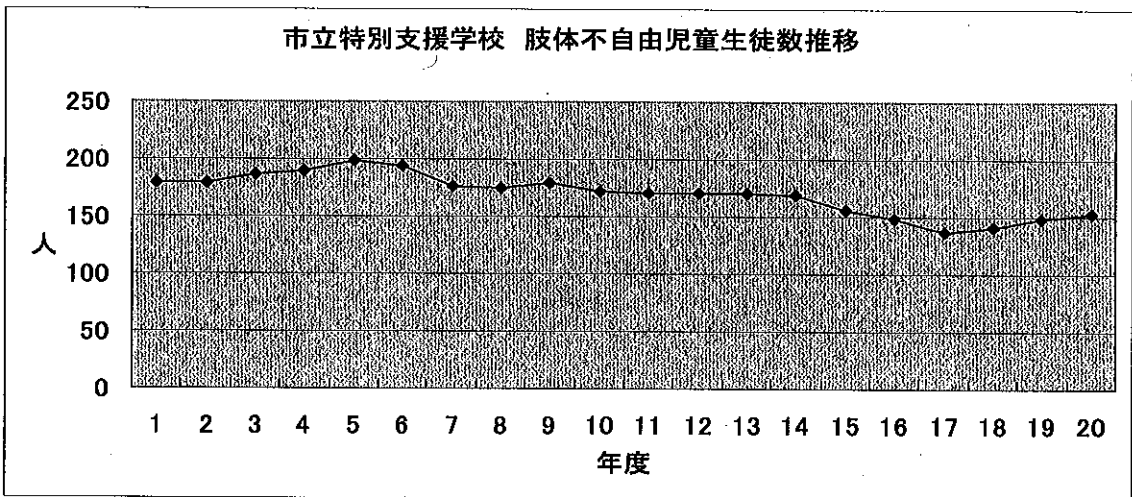
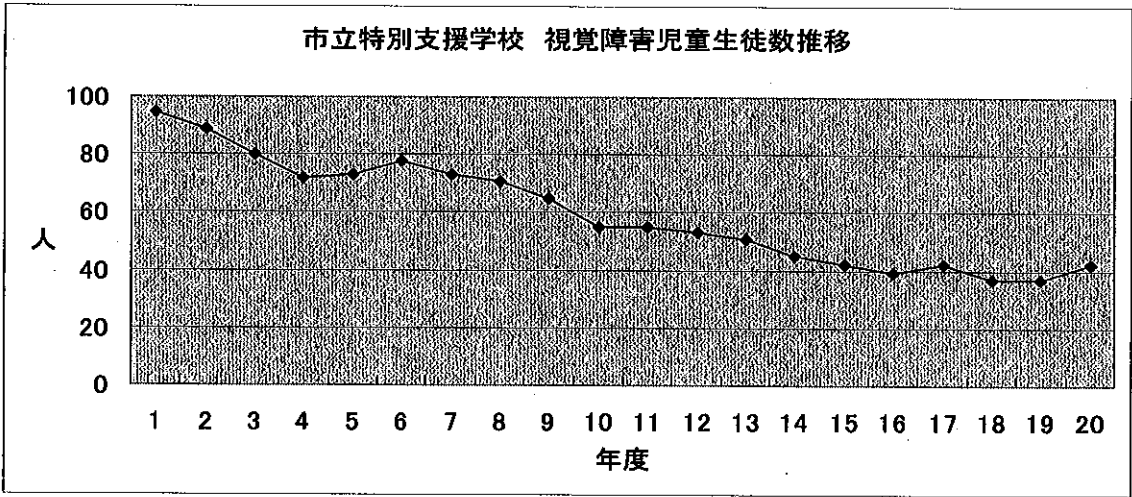
(H20.5.1 現在)

校名(障害種別)	幼稚部	小学部	中学部	高等部		計
	幼児数	児童数	生徒数	本科 生徒数	専攻科 生徒数	
	人	人	人	人	人	人
県市計10校	25	273	270	544	31	1143
県立計4校	17	94	125	201	17	454
視覚特別支援学校(視障)	1	11	8	18	17	55
神戸聴覚特別支援学校(聴障)	14	35	28	34		111
神戸特別支援学校(知的)		44	80	127		251
のじぎく特別支援学校(知的・肢不)	2	4	9	22		37
市立計6校	8	179	145	343	14	689
盲学校(視障)	2	8	7	11	14	42
青陽東養護学校(知的)		36	45	88		169
青陽西養護学校(知的)		42	47	58		147
青陽高等養護学校(知的)				141		141
友生養護学校(肢不)	3	43	21	7		74
垂水養護学校(肢不)	3	50	25	38		116

※友生養護には、わらび学級(在宅病弱児訪問教育:20年度18名)を含む。

※垂水養護には、みどり学級(在宅肢体不自由児訪問教育:20年度19名)を含む。

3. 児童生徒数推移



4. 重度・重複化

＜市立特別支援学校の重複障害学級児童生徒数一覧＞（平成20年5月1日現在）

項目	視覚障害(1校)		知的障害(3校)		肢体不自由(2校)		合計(6校)	
	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数
合計	18	40	112	457	55	147	185	644
重複障害	5	10	59	166	50	141	114	317
重複率(%)		25.0%		36.3%		96.0%		49.2%
小学部	4	8	23	78	25	72	52	158
重複障害	2	5	10	27	25	72	37	104
重複率		62.5%		34.6%		100.0%		65.8%
中学部	3	7	25	92	13	36	41	135
重複障害	1	1	13	39	12	35	26	75
重複率(%)		14.3%		42.4%		97.2%		55.6%
高等部	11	25	64	287	17	39	92	351
重複障害	2	4	36	100	13	34	51	138
重複率(%)		16.0%		34.8%		87.2%		39.3%

※友生養護学校の病弱児訪問学級及び幼稚部、垂水養護学校の肢体不自由児訪問学級及び幼稚部、盲学校の幼稚部は除く。

(参考) 全国の状況等

重複障害学級に在籍する児童生徒の割合（平成18年5月1日現在 文部科学省）

＜視覚障害特別支援学校＞

重複障害学級在籍者		49.2%
内訳	盲-聾	0.2%
	盲-知的	66.5%
	盲-肢体	4.2%
	盲-病弱	1.0%
	3つ以上の重複	28.1%

＜肢体不自由特別支援学校＞

重複障害学級在籍者		73.3%
内訳	肢体-盲	0.1%
	肢体-聾	0.07%
	肢体-知的	77.3%
	肢体-病弱	1.4%
	3つ以上の重複	21.0%

＜知的障害特別支援学校＞

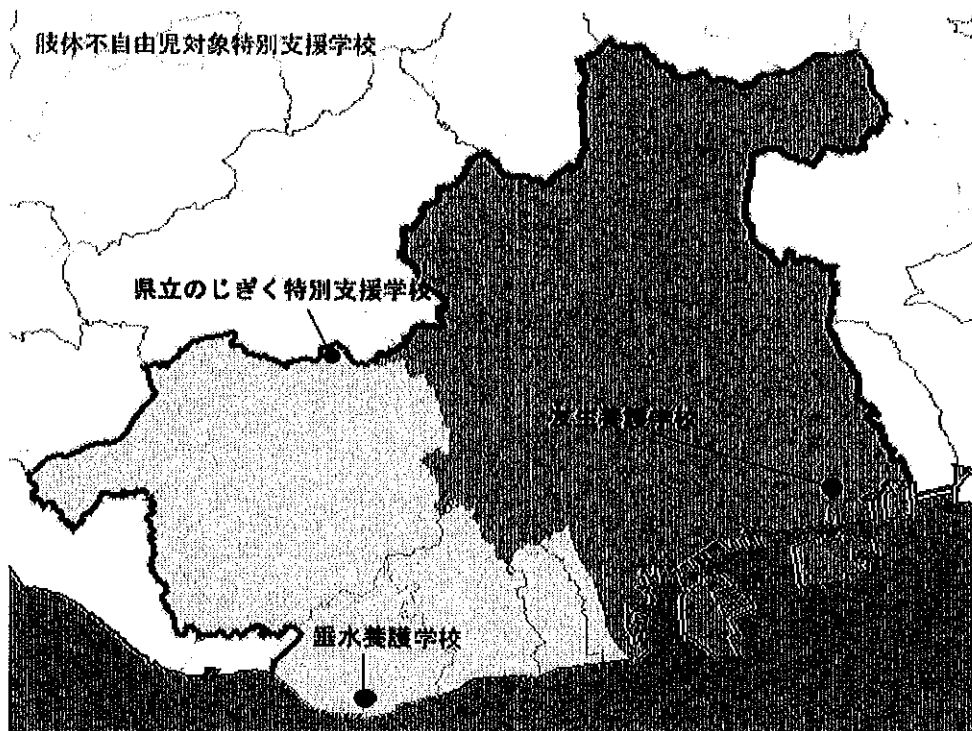
重複障害学級在籍者		33.9%
内訳	知的-盲	1.0%
	知的-聾	1.9%
	知的-肢体	34.4%
	知的-病弱	41.5%

3つ以上の重複	21.5%
---------	-------

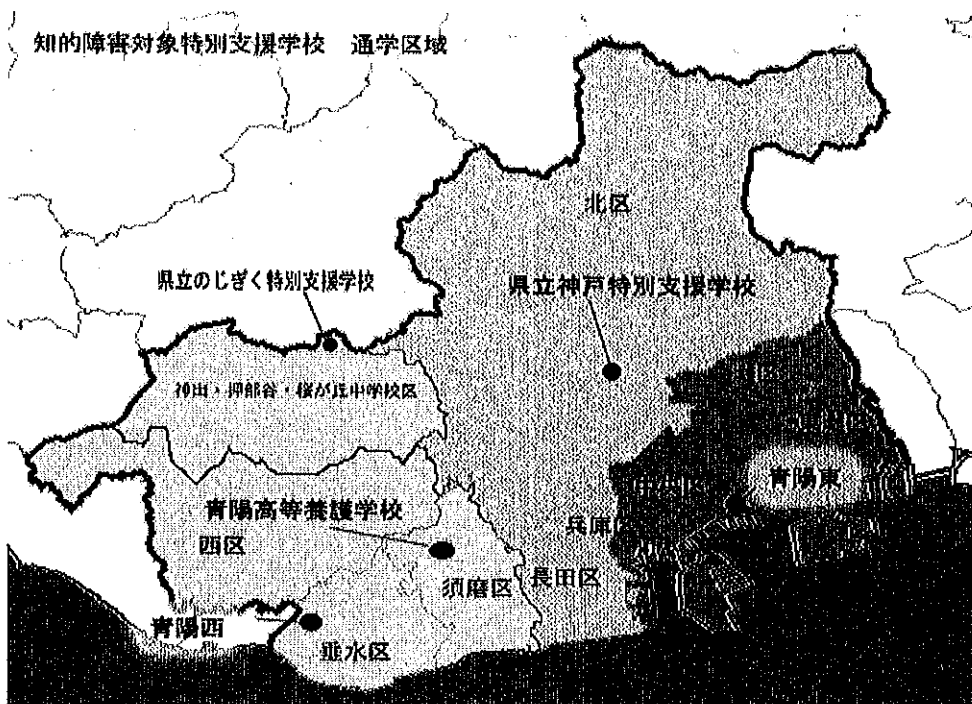
5. 通学区域

A 現在の通学区域：

- ①盲学校・・・市内全域
- ②肢体不自由対象特別支援学校通学区域

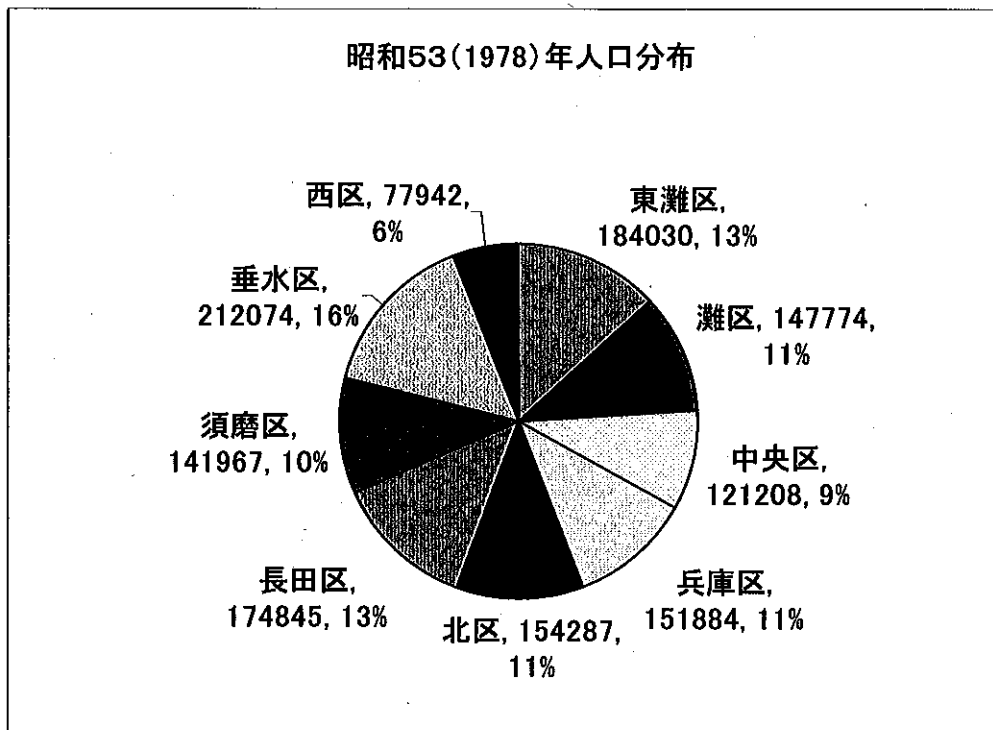


③知的障害対象特別支援学校通学区域

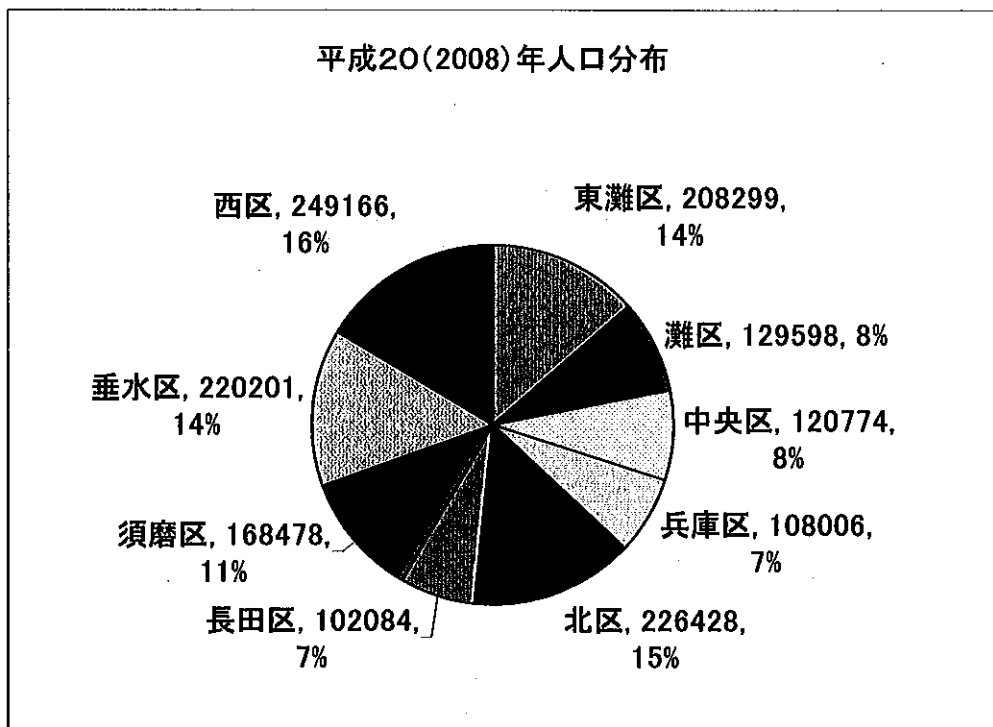


B 人口分布の変化（昭和53年：県立神戸特別支援学校 開校以後）

① 昭和53（1978）年人口分布（神戸市総人口 1,366,011 人）



②平成20（2008）年人口分布（神戸市総人口 1,533,034 人）



6. 特別支援学校の在り方に関するワーキンググループ（報告）

ワーキンググループでは、「特別支援学校の在り方検討委員会」で十分に意見・情報の交換が必要とされた検討課題「特別支援学校が対象とする障害種別」、「施設・設備」について検討し、以下の方向性をまとめた。

これまで神戸市立特別支援学校が果たしてきた役割や実績を継承しながら、児童生徒の障害の重度重複化、知的障害児童生徒の増加、校舎の老朽化、耐震といった課題への対応を推進していく必要がある。

- (1) 特別支援学校は、従来の障害種別ごとの専門性を維持・継承する拠点としての機能を持ちながら、他の障害種別の児童生徒も通えるようにすることが望ましい。
- (2) 特別支援学校が複数の障害種別を対象とする場合は、障害種別に部門を設け、障害種別ごとに学習する場を別にするなど区分することが望ましい。
- (3) 老朽化し耐震工事の必要な校舎は建替をすべきであり、建替をする場合には、校舎はどのような障害のある児童生徒も安心して安全に通えるように、ユニバーサルデザインの校舎とすることが望ましい。
- (4) 特別支援学校の教育課程、拠点的な機能等について、継続的に、調査・研究を行う必要がある。

※ 「複数の障害種別への対応に関する意見のまとめ」を（別紙1）に、「耐震工事と建替（改築）の検討に関する意見のまとめ」を（別紙2）に掲載している。

複数の障害種別への対応

	現状（神戸市）	タイプ1	タイプ2
	障害種別毎の学校設置であるが、主とする障害以外の障害種別にも重複障害として対応。	障害種別に部門を置く。学習する場所は、障害種別毎に区分される。	障害種別に部門を設けず学級編制を行う。学習する場所も基本的に障害種別毎に区分しない。
通学	<ul style="list-style-type: none"> ・北区から1時間以上等通学負担。 ・バスの増車が必要（増車により、通学時間が短縮できる。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学負担が軽減される。 ・各区に1箇所程度、知と肢を両方対象とする学校があるのが望ましい。 ・地域の中で生きるという理念に近づく。 ・居住地に学校が身近になるタイプ1は選択肢として考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学負担が軽減される。 ・各区に1箇所程度、知と肢を両方対象とする学校があるのが望ましい。 ・地域の中で生きるという理念に近づく。
重度・重複化	・就学する学校を児童生徒の障害の状況に応じて選択可。	・1つの学校で複数の障害に対応できる。（専門性の共有、知肢両方の教育課程）	
施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・教室不足 ・複数の障害種別の対応は、今の校舎のままでは難しい。→安全な校舎、十分な設備が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の特別支援学校の再配置・改良が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どの障害種別の児童生徒も安心して学べる環境整備が必要。
教育内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童生徒の必要とする教育的支援を行う特別支援教育の理念に沿う教育課程にはまだまだギャップがある。 ・（各校に）別の障害種の児童生徒が居るのに、学校が現在の障害種別の標榜に固執するべきではない。子どもが通学等で我慢しなくていいように、教育課程をつくるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の障害種別に対応することで、より高い教育水準を得られる可能性がある。 ・複数障害対象なら、学習集団・教育課程が別々のこの手法が良い。タイプ2は望ましくない。 ・居住地校交流が促進される。 ・多様な子どもも集団の中で育つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導の視点がずれ、授業がうまくいかない。 ・行事の運営方法に工夫が必要。 ・（同時に複数の障害種別に）対応しにくい。 ・居住地校交流が促進される。
専門性	<ul style="list-style-type: none"> ・障害種別毎に専門性を活かし、センター的機能を果たしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の障害種別で別々の時間と一緒に時間を考え、十分機能し、専門性を確保している学校あり。 ・専門性の高い教師の確保が課題。 ・多面的に子どもをとらえられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・両方を担当できない専門性の確保が困難。 ・視覚障害は専門性の維持が難しい。 ・多様な子どもも集団の中で育つ。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・知的児童生徒の増加への対応が必要。 ・現状で満足すべきではない。 ・今の学校の体制で他障害部門対応は難しい。 ・現状が良い（併置のメリットは殆どない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサル社会の考え方に沿う。 ・タイプ1を行いつつ、各障害種別の長所を共有できたらと考える。 ・部門が多いため、会議の持ち方等運営の課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・タイプ2は、現状との違いが見えてこない。

・各校が従来の障害種別ごとの専門性を育む拠点校の機能をもちつつ、他の障害種別も受け入れられるようにすることが望ましい。

7. 特別支援学校の在り方検討委員会要綱

(趣 旨)

第1条 幼児及び児童生徒の障害の重度・重複化や多様化、また、知的障害児童生徒数の増加がすすむなか、本市の特別支援教育をさらに発展させていくため、今後の本市における中・長期にわたる特別支援学校の在り方について検討をすすめることを目的とし、特別支援学校の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 この要綱は、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、学識経験者、保護者代表、学校関係者、福祉関係者をもって組織する。

2 委員会の委員は、教育長が委嘱する。

(委員長、副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員会の会務について委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の職務を代行する。

(任 期)

第5条 委員の任期は平成21年3月までとする。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(部外者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(秘密保持)

第8条 委員及び招致された者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。

(会議の公開)

第9条 会議は公開とする。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で非公開とすることが議決された事項については、非公開とする。

2 傍聴について必要な事項は、神戸市教育委員会傍聴規則を準用する。

(会議要録)

第10条 会議の次第は、会議要録に記載する。

2 非公開となった会議については、会議要録を別に作成するものとする。

3 委員長が取り消しを命じた発言は、会議要録に記載することを要しない。

4 会議要録には、委員長が署名するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局指導部特別支援教育課において処理する。

(施行細目の委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

附則 この要綱は平成20年2月14日から施行する。

8. 委員名簿

(1) 特別支援学校の在り方検討委員会 委員 (五十音順、敬称略)

池田希美枝	神戸市重度心身障害児(者)父母の会会長
大野寛美	神戸市立青陽東養護学校PTA代表(知的障害)
霧嶋明美	神戸市手をつなぐ育成会会長
財木法子	神戸市立盲学校PTA代表(視覚障害)
坂本ヒロ子	のぼらグループ代表
高田 哲	神戸大学大学院医学系研究科(保健学専攻)教授
中林稔堯	神戸大学発達科学部教授
中村誠孝	神戸市立青陽西養護学校長(知的障害)
野坂静枝	神戸市立垂水養護学校長(肢体不自由)(平成20年度)
長谷照彦	神戸市立垂水養護学校長(肢体不自由)(平成19年度)
藤井建治	神戸市立東部在宅障害者福祉センター所長
藤田継道	兵庫教育大学大学院臨床・健康教育学系教授
藤本裕人	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総括研究員(政策調整担当)
森川豊文	神戸市立盲学校長(視覚障害)
山本紀子	神戸市立友生養護学校PTA代表(肢体不自由)

(2) 特別支援学校の在り方に関するワーキンググループ 委員

(五十音順、敬称略)

青木公直	神戸市立友生養護学校長(肢体不自由)
磯上資明	神戸市立青陽東養護学校教諭(知的障害)
大野寛美	神戸市立青陽東養護学校PTA代表(知的障害)
木村成子	神戸市立盲学校教諭(視覚障害)
財木法子	神戸市立盲学校PTA代表(視覚障害)
竹内寛子	神戸市教育委員会事務局指導部特別支援教育課指導主事
中尾繁樹	関西国際大学教育学部准教授(副部会長)
中林稔堯	神戸大学発達科学部教授(部会長)
中村誠孝	神戸市立青陽西養護学校長(知的障害)
西村 茂	神戸市教育委員会事務局指導部特別支援教育課首席指導主事
古山伸治	神戸市立垂水養護学校教諭(肢体不自由)
森川豊文	神戸市立盲学校長(視覚障害)
薬師寺勤	神戸市教育委員会事務局指導部特別支援教育課首席指導主事
山本紀子	神戸市立友生養護学校PTA代表(肢体不自由)
和田 洋	神戸市教育委員会事務局指導部特別支援教育課指導主事

9. 審議経過

開催日	回	検討課題等
平成20年2月14日	第1回 委員会	検討課題及び進め方の確認
4月22日	第2回 委員会	課 題 別 検 討 ①名称 ②通学 ③教育内容 ④対象とする障 害種別 →ワーキンググループ（保護 者・教職員・学識経験者等） 設置 ⑤センター的機能 ⑥施設・ 設備 ⑦専門性の向上 ⑧その他
5月30日	第3回 委員会	
6月19日	第4回 委員会	
7月15日	第5回 委員会	
7月30日	ワーキング グループ	
8月18日		2 意見交換：特別支援学校の対 象とする障害種別、施設・設 備
9月 2日		3 意見交換・まとめの案
9月17日		4 報告案の検討
10月19日		第6回 委員会
11月 9日	第7回 委員会	最終報告案の検討
11月18日	第8回 委員会	最終報告策定